

## 7 公平審査

### (1) 勤務条件に関する措置の要求

#### ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

#### イ 措置要求の件数（平成 27 年度から令和元年度まで）

年 度		H27			H28			H29			H30			R1			
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		2	0	2	1	0	1	1	0	1	8	0	8	6	2	8	
審 査 結 果	却 下	2	0	2	1	0	1	0	0	0	2	0	2	2	1	3	
	判 定	受理後の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	2	0	2
		認容	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	

#### ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果			取下げ	係属状況
					却下	判 定			
						受理後の却下	棄却		
前年度から係属	平成 31 年 人委（措） 第 2 号	市立中学校 教員	午後 10 時以降に命じた勤務に対して深夜手当を支給すること等	H31. 3. 11			R1. 12. 6		
	—	市立中学校 教員	安全配慮義務にのっとった学校運営を行うこと等	H31. 3. 27	H31. 4. 8				
令和元年度新規	—	市立中学校 教員	差別的な人権意識を改めるための校内研修を行うこと等	H31. 4. 24	R1. 5. 13				
	令和元年 人委（措） 第 1 号	市長部局 事務職員	要求者の障害の状況に応じた勤務条件を設定すること	R1. 7. 3		R2. 3. 23			

令和元年 人委(措) 第2号	市立中学校 教員	午後10時30分 から午後12時 に命じた勤務 に対して深夜 手当を支給す ること等	R1.7.1				R1.12.6								
令和元年 人委(措) 第3号	市立小学校 教員(常勤 講師) ほか9名	要求者の期末 手当及び勤勉 手当を削減し ないこと等	R1.7.25										R1.9.20		
—	市立中学校 教員	要求者の名誉 を復権するこ と等	R1.8.26	R1.9.27											
令和2年 人委(措) 第1号	市長部局 事務職員	要求者に対す る威圧的な行 動を改めるこ と等	R2.3.17												○

## (2) 不利益処分についての審査請求

### ア 審査請求の概要

職員から、地公法第49条の2の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

### イ 審査請求の件数（平成27年度から令和元年度まで）

年 度		H27			H28			H29			H30			R1			
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0	5	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁 決	受理後の却下	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
		承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修正・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査請求人	処分内容	受付日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属状況
						却下	裁 決					
							受理後の 却下	処分承認	処分修正	処分取消		
令和元年度新規	令和元 人委（審） 第1号	市立高等学校 教員	停職	R1. 8. 23	口頭審理 1(1) 書面審理 4(4)							○
	令和元 人委（審） 第2号	市立高等学校 教員	休職	R1. 8. 23	書面審理 2(2)					R1. 9. 12		
	令和元 人委（審） 第3号	市立高等学校 教員	休暇、 職免 及び 休職	R1. 8. 23	書面審理 4(4)							○
	令和元 人委（審） 第4号	市立中学校 教員	減給	R1. 11. 1	0							○
	令和2年 人委（審） 第1号	市立高等学校 教員	休職	R1. 12. 20	書面審理 1(1)							○

※口頭審理・書面審理の（ ）は、令和元年度実施分

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項又は第3項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成 27 年度から令和元年度まで）

年 度		H27			H28			H29			H30			R1		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
事 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
進 行 状 況	判 決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 訴訟の進行状況

	裁判所	事件番号	相手方	提 起 日	判 決		取 下 げ	へ 翌 年 度 係 属	原 事 案 ・ 原 判 決
					内 容	判 決 日			
令 和 元 年 度 新 規	地 方 裁 判 所	平 成 31 年 (行ウ) 第 24 号	市 長 部 局 事 務 職 員	H31. 3. 28	棄 却	R2. 3. 30			平 成 30 年 人 委 (措) 第 2 号